

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 3,700,000,000株
- ② 発行済株式の総数 928,463,102株
- ③ 株主数 241,378名
- ④ 株主 (上位10名の株主)

株主名	持株数	持株比率
E N E O S ホールディングス株式会社	393,529 千株	42.38 %
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505325	30,000 千株	3.23 %
MSIP CLIENT SECURITIES	25,408 千株	2.73 %
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	14,003 千株	1.50 %
GIC PRIVATE LIMITED-C	13,924 千株	1.49 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,769 千株	1.37 %
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	6,313 千株	0.67 %
楽天証券株式会社	6,033 千株	0.64 %
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	5,514 千株	0.59 %
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	5,348 千株	0.57 %

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しています。また、持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

2. 当社は自己株式を保有していません。なお、管理職従業員を対象とした株式給付信託に係る株式給付信託口が保有する当社株式1,219,500株について自己株式に含めていません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項

当社株式は、2025年3月19日に東京証券取引所プライム市場に新規上場しました。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

氏名	当社における地位及び担当	重要な兼職の状況
村山 誠一	代表取締役会長	
林 陽一	代表取締役社長 社長執行役員	
菅原 静郎	取締役 副社長執行役員 社長補佐 (技術全般) 技術本部長 プロジェクト推進本部長	
太内 義明	取締役 副社長執行役員 社長補佐 (特命担当)	(株)丸連社外取締役
所 千晴	社外取締役	独立 社外 早稲田大学理工学術院創造理工学部長・創造理工学研究科長・環境資源工学科教授 東京大学大学院工学系研究科教授 テクセンドフォトマスク(株)社外取締役
伊藤 元重	社外取締役	独立 社外 住友化学(株)社外取締役 はごろもフーズ(株)社外取締役 株式会社おがきフィナンシャルグループ社外取締役 監査等委員
黒岩 源洋	取締役 常勤監査等委員	
佐久間 総一郎	社外取締役 監査等委員	独立 社外 日鉄ソリューションズ(株)顧問 コニカミノルタ(株)社外取締役 (一財)地球産業文化研究所代表理事・理事長
二宮 雅也	社外取締役 監査等委員	独立 社外 SOMP Oホールディングス(株)特別顧問 (一財)日本民間公益活動連携機構代表理事・理事長
川口 里香	社外取締役 監査等委員	独立 社外 奥川法律事務所 弁護士
塩田 智夫	社外取締役 監査等委員	社外 ENEOSホールディングス(株)取締役 監査等委員

- (注) 1. 取締役の村山誠一氏は、ENEOSホールディングス株式会社の取締役に就任していましたが、2024年6月26日をもって、退任しました。
2. 取締役の太内義明氏は、2024年6月26日付で、株式会社丸連の社外取締役に就任しました。
3. 社外取締役の伊藤元重氏は、東日本旅客鉄道株式会社の社外取締役に就任していましたが、2024年6月20日をもって、退任しました。
4. 三浦貴彦氏及び朝妻克也氏は、2024年6月27日の2024年3月期定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査等委員である取締役に退任しました。
5. 監査等委員が監査・監督機能を十分に発揮するためには、日常的な情報収集、内部監査その他部門との連携が必要であることから、2024年6月27日の監査等委員会において、同日に開催された2024年3月期定時株主総会において監査等委員である取締役に選任された黒岩源洋氏を常勤の監査等委員に選定しています。なお、同様の理由で、当該定時株主総会の終結の時までは、三浦貴彦氏及び朝妻克也氏を常勤の監査等委員に選定していました。
6. 取締役 常勤監査等委員の黒岩源洋氏は当社等の経理部門における、社外取締役 監査等委員の塩田智夫氏はENEOSホールディングス株式会社の経理部門における経験を有しており、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
7. 社外取締役 監査等委員の二宮雅也氏は、リコーリース株式会社の社外取締役に就任していましたが、2024年6月24日をもって、退任しました。

8. 社外取締役 監査等委員の塩田智夫氏は、当社の親会社であった E N E O S ホールディングス株式会社の取締役に就任しており、2024年6月27日の2024年3月期定時株主総会において当社の監査等委員である取締役に選任された時点においては、社外取締役ではありませんでしたが、2025年3月19日に当社株式が東京証券取引所プライム市場に新規上場したことに伴い、同社が当社の親会社ではなくなったため、同日以降、社外取締役となりました。
9. 社外取締役の各氏の重要な兼職先と当社との間に、特に記載すべき関係はありません。
10. 社外取締役の所 千晴氏及び伊藤元重氏並びに社外取締役 監査等委員の佐久間総一郎氏、二宮雅也氏及び川口里香氏は、当社の「独立社外取締役の独立性判断基準」を満たしており、当社が上場する東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
11. 2025年4月1日付で、次のとおり、取締役の当社における地位及び担当の一部に変更がありました。

氏名	変更前	変更後
太内 義明	取締役 副社長執行役員 社長補佐 (特命担当)	取締役 副社長執行役員 社長補佐 (特命担当) 物流部管掌

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役及び監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、各取締役が職務を行うことにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しています。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、「(1) 取締役の氏名等」に記載の全ての取締役との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲において当社が補償する旨の契約を締結しています。ただし、法令の規定への違反又は責任追及に係る請求を基礎づける事実について悪意であった場合には、補償の対象としないこととしています。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、損害保険会社との間で、当社及び子会社等の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその業務行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（損害賠償金及び争訟費用）について、填補することとしています。ただし、免責額及び犯罪行為等の免責事由が定められています。なお、当該保険に係る保険料については、当社及び当該保険が適用される各社が全額負担することとしています。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、取締役会の諮問機関であり、独立社外取締役が過半数を占め、かつ議長を務める指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、取締役会において、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を定めています。その内容の概要は、次のとおりです。

項目	概要
報酬等の構成	当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーへの責任を果たすことができるような報酬制度とするべく、経営計画の達成に対するインセンティブを高めるため、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬及び短期業績連動報酬により構成する。 社外取締役の報酬等は、業務執行の状況を監督するというその職責を十全に果たせるよう、固定報酬のみにより構成する。
固定報酬の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)	固定報酬は、常勤・非常勤の別、取締役・執行役員の役位及び職責等を総合的に勘案して決定する。
短期業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)	短期業績連動報酬は、単年度の期間業績に連動する報酬とし、当該事業年度の終了後に支給する。
報酬等の種類ごとの割合の決定に関する方針	監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）について、報酬等の種類ごとの割合は、経営計画の達成に対するインセンティブと株主への訴求を高め、かつ、優秀な経営人材の確保の観点から競争力ある報酬構成とすることを基本方針とした上で、取締役・執行役員の役位及び職責、他社の役員報酬の構成割合等を考慮し決定する。
報酬等の内容についての決定の方法に関する事項	指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた上で、取締役会決議に基づきその具体的内容を決定する。

監査等委員である取締役の報酬等は、業務執行の状況を監督し、また監査するというその職責を十分に果たせるよう、固定報酬のみにより構成することとし、常勤・非常勤の別及び職責等を総合的に勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定します。

なお、当社は、指名・報酬諮問委員会の審議・答申を経て、2025年5月9日付取締役会において、本定時株主総会において第4号議案が承認可決されることを条件として、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を改正しています。その内容の概要は、次のとおりです。

項目	概要
報酬等の構成	当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、株主をはじめとするステークホルダーへの責任を果たすことができるような報酬制度とするべく、経営計画の達成に対するインセンティブを高め、また、株主との価値共有をより一層強化するため、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の個人別の報酬等は、固定報酬、短期業績連動報酬及び長期業績連動報酬（株式報酬）により構成する。 社外取締役の個人別の報酬等は、業務執行の状況を監督するというその職責を十分に果たせるよう、固定報酬のみにより構成する。
固定報酬の額の決定に関する方針 （報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）	固定報酬は、常勤・非常勤の別、取締役・執行役員の役位及び職責等を総合的に勘案して役位ごとの年額を決定し、月割りで毎月支給する。
短期業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針 （報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）	短期業績連動報酬は、半年度の期間業績等（全社業績）に係る業績指標及び個人別に設定した業績目標に対する達成度（個人評価）に連動する報酬とし、当該事業年度の終了後に支給する。全社業績に係る業績指標としては、連結営業利益及びNet Debt/EBITDA倍率を採用する。なお、代表取締役については、全社業績について最終責任を負う立場であることに鑑み、個人評価に連動する部分は設けないこととする。
長期業績連動報酬（株式報酬）の内容及び額の算定方法の決定に関する方針 （報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）	長期業績連動報酬（株式報酬）は、固定部分と、一定期間の事業目標等の達成状況に連動する部分（業績連動部分）とで構成し、固定部分については事業年度終了後に、業績連動部分については、当該期間の終了後に支給する。業績連動部分に係る指標は、連結営業利益、ROE及び株主総利回り（TSR）並びに非財務目標（職場の安全、従業員エンゲージメント及び外部機関によるサステナビリティの総合評価）を採用する。なお、支給対象となる株式は、支給後一定期間の譲渡を制限する譲渡制限付株式とする。
報酬等の種類ごとの割合の決定に関する方針	監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）について、報酬等の種類ごとの割合は、経営計画の達成に対するインセンティブを高め、また、株主との価値共有をより一層強化することを踏まえつつ、優秀な経営人材の確保の観点から競争力ある報酬構成とすることを基本方針とした上で、取締役・執行役員の役位及び職責、他社の役員報酬の構成割合等を勘案し決定する。
報酬等の内容についての決定の委任に関する事項	監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の短期業績連動報酬のうち、個人別に設定した業績目標に対する達成度（個人評価）に連動する部分については、当社グループ全体の経営状況及び各取締役の業務執行状況全体を熟知する代表取締役社長が行うことが適切であることから、代表取締役社長にその決定を委任する。代表取締役社長は、当該権限の行使を適切なものとするための措置として、指名・報酬諮問委員会にその決定内容を報告し、意見がある場合はこれを尊重する。
報酬等の内容についての決定の方法に関する事項	指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえた上で、取締役会決議に基づきその役位に応じた具体的内容（代表取締役社長にその決定を委任する「個人評価」に連動する部分を除く。）を決定する。

（注）監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の各報酬の構成比率は、業績目標達成時において、固定報酬が40%、短期業績連動報酬が24%、長期業績連動報酬（株式報酬）が36%（うち固定部分が18%、業績連動部分が18%）となるように設計しています。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、次のとおり取締役の報酬等の限度額等を定めています。

役員区分	種類	限度額等	株主総会決議	株主総会の決議に係る役員の員数
監査等委員でない取締役	固定報酬・業績連動型報酬	1 事業年度につき10億円以内 (うち、監査等委員でない社外取締役分1億円以内)	2023年3月期 定時株主総会	7名
監査等委員である取締役	固定報酬	1 事業年度につき4億円以内	2023年3月期 定時株主総会	5名

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	短期業績連動報酬	長期業績連動報酬 (株式報酬)	
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	379 (20)	243 (20)	136 (-)	- (-)	6名 (2名)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	75 (35)	75 (35)	- (-)	- (-)	6名 (3名)
合 計 (うち社外取締役)	453 (55)	318 (55)	136 (-)	- (-)	12名 (5名)

(注) 1. 上記には、2024年3月31日をもって退任した監査等委員でない取締役1名、同年6月27日の2024年3月期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役2名を含んでいます。

2. 短期業績連動報酬は、業績連動報酬等に該当します。長期業績連動報酬(株式報酬)は、非金銭報酬等に該当します。

3. 取締役会は、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容を、指名・報酬諮問委員会による審議及び答申の内容を踏まえた上で決定しており、その内容は「(5) ①取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項」に沿うものと判断しています。

④ 短期業績連動報酬に関する事項

短期業績連動報酬は、単年度の期間業績に連動する報酬であり、業績達成度に応じて0%から200%の比率で変動し、業績目標を達成した場合に100%となるように設計します。最終的な報酬額は、役位別に定められた基準額に業績目標達成率を乗じることによって決定します。

業績目標達成率の算定にあたっての指標としては、経営計画の達成に対するインセンティブを高めるため、当社事業の収益力を直接的に示す営業利益を採用しています。

2025年3月期における業績目標達成率は、次のとおりです。

業績指標	2025年3月期業績目標	2025年3月期実績	業績目標達成率
営業利益	954億円	1,125億円	117%

(注) 業績目標達成率は、小数点以下を切り捨てて用いることとしています。

なお、本定時株主総会の終結後（ただし、第4号議案が承認可決されることを条件とします。）の短期業績連動報酬は、単年度の期間業績等（全社業績）に係る業績指標及び個人別に設定した事業目標に対する達成度（個人評価）に連動する報酬とし、目標の達成度に応じて0%から200%の比率で変動し、目標を達成した場合に100%となるように設計します。最終的な報酬額は、役員別に定めた基準額に目標達成率を乗じることによって決定します。

業績指標、評価ウェイト及びその選定理由は次のとおりです。

業績指標	評価ウェイト	選定理由
連結営業利益	50% (40%)	収益性の向上に対するインセンティブを強化
Net Debt/EBITDA倍率	50% (40%)	財務健全性の改善に対するインセンティブを強化
個人評価	—% (20%)	個々の職責に応じたミッションに鑑み、その達成度合いを評価

(注) 1. ()内は、個人評価の対象とならない、代表取締役以外の取締役に適用される評価ウェイトです。代表取締役については、全社業績の最終責任を負う立場であることに鑑み、個人評価に連動する部分は設けていません。
2. 連結営業利益が赤字になった場合は、短期業績連動報酬全部の支給率を0%とします。

⑤ 長期業績連動報酬（株式報酬）の内容に関する事項

当事業年度において、記載すべき事項はありません。

なお、本定時株主総会において第4号議案が承認可決されることにより、当社は、長期業績連動報酬として、株式報酬制度を導入します。本株式報酬制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する当社株式が、本信託を通して取締役に交付されるという制度です。ただし、支給対象となる当社株式は、当該取締役の退任日までその譲渡を制限する譲渡制限付株式とします。

本株式報酬は、役員に応じた所定の数の当社株式が支給される固定部分と、一定期間の事業目標等の達成状況に連動した数の当社株式が支給される業績連動部分とで構成され、固定部分については事業年度終了後に、業績連動部分については当該期間の終了後に、本信託を通じて支給されます。固定部分と業績連動部分の構成割合は1：1とし、業績連動部分は、目標の達成度に応じて0%から190%の比率で変動し、目標を達成した場合に100%となるように設計します。最終的な支給株式数は役員別に定められる基準ポイント数に目標達成率を乗じることによって決定します。

業績指標、評価ウェイト及びその選定理由は次のとおりです。

	業績指標	評価ウェイト	選定理由
財務	連結営業利益	30%	収益性・成長性の向上に対するインセンティブを強化
	ROE	30%	効率性の改善に対するインセンティブを強化
	TSR	30%	株主との価値共有の一層の強化に向け、中長期的な株式価値向上に対するインセンティブを強化
非財務	職場の安全	3%	人的資本経営の実現の観点より、安心・安全かつ健康的に働ける環境の実現に対するインセンティブを強化
	従業員エンゲージメント	3%	人的資本経営の実現の観点より、従業員エンゲージメントの向上に対するインセンティブを強化
	外部機関によるサステナビリティの総合評価	4%	当社のサステナビリティに係る推進体制の維持・強化及び各種取組みの着実な実施に対するインセンティブを強化

(注) 1. TSRは、評価期間中における「当社TSR ÷ TOPIX成長率（配当利回り込み）」で算定します。
2. 非財務指標は、目標達成時に100%とし、非達成時には0%とします。

(6) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主な活動状況
		取締役会等への出席状況
社外取締役	所 千 晴	<p>大学教授・研究者として非鉄金属分野における資源循環技術研究に携わるなど、技術、サステナビリティ及び人財育成等に関する見識と豊富な経験・実績を有しており、このような見識や経験等を活かして、当社の経営に関して有益な発言・助言等を行ったほか、独立した客観的な視点から経営の監督を行いました。</p> <p>取締役会：26回／26回</p>
	伊 藤 元 重	<p>大学教授として経済学等の分野において活躍するなど、経済・社会及び人財育成等における高い見識と豊富な経験・実績を有しており、このような見識や経験等を活かして、当社の経営に関して有益な発言・助言等を行ったほか、当社から独立した客観的な視点から経営の監督を行い、また、指名・報酬諮問委員会の議長として、取締役の指名・報酬に係る手続の客観性・透明性の強化やコーポレート・ガバナンスの充実に資する議論をリードしました。</p> <p>取締役会：25回／26回 指名・報酬諮問委員会：8回／8回</p>
社外取締役 監査等委員	佐久間 総一郎	<p>大手製鉄会社の経営に携わり、法務、内部統制・監査部門等を管掌するなど、企業経営、法務・リスク管理等に関する高い見識と豊富な経験・実績を有しており、このような見識や経験等を活かして、当社の経営に関して有益な発言・助言等を行い、また、監査等委員として客観的かつ独立した公正な立場から、取締役の職務の執行を監査・監督したほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の指名・報酬に係る手続の客観性・透明性の強化やコーポレート・ガバナンスの充実に資する議論を行いました。</p> <p>取締役会：26回／26回 監査等委員会：18回／18回 指名・報酬諮問委員会：8回／8回</p>
	二 宮 雅 也	<p>大手損害保険会社の経営に携わるなど、企業経営全般において高い見識と豊富な経験・実績を有しており、このような見識や経験等を活かして、当社の経営に関して有益な発言・助言等を行い、また、監査等委員として客観的かつ独立した公正な立場から、取締役の職務の執行を監査・監督したほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、取締役の指名・報酬に係る手続の客観性・透明性の強化やコーポレート・ガバナンスの充実に資する議論を行いました。</p> <p>取締役会：25回／26回 監査等委員会：18回／18回 指名・報酬諮問委員会：8回／8回</p>
	川 口 里 香	<p>弁護士として長年にわたり法律実務の分野で活躍し、第一東京弁護士会や日本弁護士連合会等における要職を歴任するなど、法律・リスク管理、サステナビリティ及び人財戦略等に関する高い見識と豊富な経験・実績を有しており、このような見識や経験等を活かして、当社の経営に関して有益な発言・助言等を行ったほか、監査等委員として客観的かつ独立した公正な立場から、取締役の職務の執行を監査・監督しました。</p> <p>取締役会：25回／26回 監査等委員会：17回／18回</p>
	塩 田 智 夫	<p>大手石油・エネルギー会社の経営に携わり、経理及び経営企画を担当し、また、監査等委員である取締役に就任するなど、事業運営、財務・会計及びサステナビリティ等に関する高い見識と豊富な経験・実績を有しており、このような見識や経験等を活かして、当社の経営に関して有益な発言・助言等を行ったほか、監査等委員として客観的かつ独立した公正な立場から、取締役の職務の執行を監査・監督しました。</p> <p>取締役会：21回／21回 監査等委員会：13回／13回</p>

(注) 社外取締役 監査等委員の塩田智夫氏は、2024年6月27日の2024年3月期定時株主総会において選任されたため、同日以降に開催された取締役会及び監査等委員会への出席状況について記載しています。

以 上

(本事業報告中の記載数字の表示方法は、次のとおりとしています。)
 (金額、比率その他……………表示単位未満四捨五入)

連結計算書類

連結財政状態計算書 2025年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	
現金及び現金同等物	58,316
営業債権及びその他の債権	138,259
棚卸資産	273,187
その他の金融資産	6,334
その他の流動資産	18,139
流動資産合計	494,235
非流動資産	
有形固定資産	371,782
のれん	8,198
無形資産	19,521
持分法で会計処理されている投資	319,950
その他の金融資産	41,435
繰延税金資産	26,730
その他の非流動資産	1,151
非流動資産合計	788,767
資産合計	1,283,002

科目	金額
負債の部	
負債	
流動負債	
営業債務及びその他の債務	92,826
借入金	120,717
リース負債	3,279
未払法人所得税	12,434
その他の金融負債	4,322
引当金	2,515
その他の流動負債	41,832
流動負債合計	277,925
非流動負債	
借入金	180,542
リース負債	16,715
その他の金融負債	14,362
退職給付に係る負債	27,261
引当金	28,277
繰延税金負債	23,210
その他の非流動負債	2,956
非流動負債合計	293,323
負債合計	571,248
資本の部	
資本	
資本金	75,000
資本剰余金	48,093
利益剰余金	432,121
自己株式	△1,000
その他の資本の構成要素	61,083
親会社の所有者に帰属する持分合計	615,297
非支配持分	96,457
資本合計	711,754
負債及び資本合計	1,283,002

(記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。)

連結損益計算書 2024年4月1日から2025年3月31日まで (単位：百万円)

科目	金額
売上高	714,940
売上原価	557,978
売上総利益	156,962
販売費及び一般管理費	100,155
持分法による投資利益	60,959
その他の収益	17,084
その他の費用	22,366
営業利益	112,484
金融収益	2,407
金融費用	7,415
税引前利益	107,476
法人所得税費用	26,089
当期利益	81,387
当期利益の帰属	
親会社の所有者	68,271
非支配持分	13,116
当期利益	81,387

(記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。)

参考

連結キャッシュ・フロー計算書（要約） 2024年4月1日から2025年3月31日まで (単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	215,431
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,118
財務活動によるキャッシュ・フロー	△172,249
現金及び現金同等物の増減額	21,064
現金及び現金同等物の期首残高	36,779
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	473
現金及び現金同等物の期末残高	58,316

(記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。)

計算書類

貸借対照表 2025年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部	(758,325)	負債の部	(318,808)
流動資産	275,866	流動負債	177,487
現金及び預金	19,608	買掛金	43,069
受取手形	527	短期借入金	83,115
売掛金	68,240	リース債務	192
商品及び製品	15,818	未払金	7,724
原材料及び貯蔵品	88,217	未払費用	10,806
仕掛品	46,224	未払法人税等	2,403
前渡金	7,005	預り金	16,548
前払費用	2,318	設備関係電子記録債務	3,743
短期貸付金	12,463	賞与引当金	5,181
未収入金	15,005	株式報酬引当金	331
デリバティブ債権	442	環境対策引当金	266
固定資産	482,459	デリバティブ債務	3,467
有形固定資産	147,267	事業撤退損失引当金	346
建物	44,642	その他の流動負債	296
構築物	6,570	固定負債	141,321
機械及び装置	43,796	長期借入金	97,000
車両運搬具	187	リース債務	1,943
工具、器具及び備品	3,308	退職給付引当金	21,222
土地	26,105	株式譲渡補償引当金	14,672
リース資産	2,124	環境対策引当金	2,550
建設仮勘定	20,535	関係会社事業損失引当金	3,120
無形固定資産	3,650	資産除去債務	813
特許権	1	純資産の部	(439,517)
借地権	152	株主資本	443,459
ソフトウェア	3,474	資本金	75,000
その他の無形固定資産	23	資本剰余金	114,206
投資その他の資産	331,542	資本準備金	60,000
投資有価証券	8,090	その他資本剰余金	54,206
関係会社株式	241,275	利益剰余金	255,253
出資金	1,214	その他利益剰余金	255,253
関係会社出資金	3,419	固定資産圧縮積立金	150
長期貸付金	32,230	繰越利益剰余金	255,103
長期前払費用	57	自己株式	△1,000
繰延税金資産	24,910	評価・換算差額等	△3,941
その他の投資	20,346	その他有価証券評価差額金	3,494
		繰延ヘッジ損益	△2,313
		土地再評価差額金	△5,123
合計	758,325	合計	758,325

(記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。)

損益計算書 2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	379,384
売上原価	295,243
売上総利益	84,141
販売費及び一般管理費	54,485
営業利益	29,656
営業外収益	40,362
受取利息	1,752
受取配当金	35,151
賃貸収入	1,758
その他	1,701
営業外費用	14,263
支払利息	2,243
為替差損	1,782
賃貸費用	1,669
関係会社事業損失引当金繰入額	1,612
株式譲渡補償引当金繰入額	3,749
環境管理費	2,818
その他	391
経常利益	55,754
特別利益	9,993
固定資産売却益	998
関係会社株式売却益	8,995
特別損失	20,586
固定資産除却損	1,084
減損損失	176
投資有価証券評価損	219
災害損失	706
関係会社株式評価損	10,715
関係会社出資金評価損	6,917
その他	768
税引前当期純利益	45,162
法人税、住民税及び事業税	6,427
法人税等調整額	1,487
当期純利益	37,249

(記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。)

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

J X 金属株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山岸 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稻吉 崇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇野 守

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、J X 金属株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、J X 金属株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

J X金属株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山岸 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲吉 崇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 脇野 守

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、J X金属株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

JX金属株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	黒岩	源 洋	㊟	監査等委員	川 口	里 香	㊟
監査等委員	佐久間	総一郎	㊟	監査等委員	塩 田	智 夫	㊟
監査等委員	二 宮	雅 也	㊟				

(注) 監査等委員 佐久間総一郎、二宮雅也、川口里香及び塩田智夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上